

令和4年第12回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和4年12月7日（火）16時30分～

開催場所 羽曳野市役所 4階北会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	役職
東部地区	古市	京谷理史	○			会長
		古澤義夫	○			
		松永年實	○			
				森本元昭	○	
	西浦	水本幸男	○			副会長
		三田茂明	○			
		葉山昌男	○			
				梅谷忠道	○	
	駒ヶ谷	植野純央	○			
		堀内利弘	○			
		吉田繁				
				吉田隆美	○	
西部地区	埴生	鬼追章浩	○			
				松山敏行	○	
	高鷲	奥野晋也	○			副会長
		内本正美	○			
	丹比	小池良夫				
		大谷章				
				白樫保雄	○	

出席委員 (農業委員 11名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 3名) (推進委員 0名)

農業委員会事務局

金森 淳 白樫明広 葉山浩章 渡辺正治

案 件

報告第30号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	5件
報告第31号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
議案第41号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第42号	農用地利用集積計画書の承認について	1件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 16 : 20】

事務局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和4年第12回の農業委員会定例会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 皆さんこんにちは。コロナも第8波に入ったということで、今のところ東の方が多くて西が低い、東高西低と言われてはいますが、大阪府の感染状況も徐々に増えてきている状況です。また、これから寒くなって、インフルエンザとの両方罹患するようなことも出てくるので、皆さんも気を付けてお願い致します。
それでは事務局の方から案件の概略説明よろしくお願いたします。

事務局 それでは、令和4年第12回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。

初めに、報告第30号農地法第5条の規定による届出について、高鷲地区3件、古市地区1件、埴生地区1件の計5件です。

次に、報告第31号農地法第18条第6項の規定による通知について、西浦地区1件です。

次に、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、駒ヶ谷地区4件、古市地区1件の計5件です。

最後に、議案第42号農用地利用集積計画書の承認について、古市地区1件です。

以上が本日ご審議いただきます案件、報告案件が6件、議案案件が6件 の合計12件となります。

なお、本日欠席の委員は、丹比地区の小池委員、大谷委員
駒ヶ谷地区の吉田 繁委員です。

それでは議長、ご審議の程よろしくお願いたします。

京谷議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。
それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を奥野副会長さんと森本委員さんをお願いします。
よろしくをお願いします。

まず、報告第30号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 第5条第1項第7号の届出について、5件続けてご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

1件目です。地図「5条届①」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、高鷲八丁目32番1、地目は、田。 面積は、1247㎡

高鷲八丁目33番、地目は、田。 面積は、591㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的 宅地分譲

現地確認委員さんは、奥野副会長さんです。

2件目です。地図「5条届②」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、高鷲八丁目32番3、地目は、田。 面積は、313㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的 宅地分譲

現地確認委員さんは、奥野副会長さんです。

3件目です。地図「5条届③」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、高鷲八丁目32番4、地目は、田。 面積は、761㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的 宅地分譲

現地確認委員さんは、奥野副会長さんです。

4件目です。地図「5条届出④」をご参照ください。

地区名は古市地区です。

申請地は、菅田七丁目748番1 地目は田 面積は、1771㎡

譲渡人

ませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、議案第41号農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第41号農地法3条の規定による許可申請につきまして、5件続けて説明させていただきます。

本件は、農地の所有権移転を行うものとなります。

地図の「3条許可①」をご参照ください

地区名 駒ヶ谷地区 申請地 飛鳥71番10 地目は田 面積は103㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様 (持分1/3)

●●●●●●●●●●●●●●●● 様 (持分1/3)

●●●●●●●●●●●●●●●● 様 (持分1/3)

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の世帯耕作面積は、1,907㎡となります。

譲受人の農作業歴は10年で、夫と2人で耕作を継続されています。

農機具につきましては、草刈機を所有、知人から耕運機、トラクター等を借りて耕作されています。

申請地につきましては、譲受人の所有する農地への耕作用通路として現在まで使用されています。売買の話し合いがまとまり3条許可申請したものです。

また、農地法施行規則第29条にある「耕作に必要な農業用倉庫、車の通路等につきましては、200㎡を越えなければ農地転用の許可申請は不要となります。また、建物を建てる場合は建築確認が必要です。

造成工事等を行わず、所有権移転後も今まで通りに耕作用通路として使用されます。

続きまして、地図の「3条許可②」をご参照ください

地区名 駒ヶ谷地区 申請地 通法寺41番11 地目は畑 面積は823㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の世帯耕作面積は、9,011㎡となります。

譲受人の農作業歴は5年、実父と2人で耕作を継続されています。

農機具につきましては、草刈機、耕運機を所有。

譲受人の実家は、通法寺にあり、所有農地も申請地に隣接しており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

本日欠席ですけれども、吉田繁委員さんからも問題がない旨連絡いただいています。

続きまして、地図の「3条許可③」をご参照ください

地区名 古市地区

申請地 碓井一丁目910番 地目は田 面積は1,424㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の世帯耕作面積は、1, 424㎡となります。

譲受人の農作業歴は10年、譲渡人の指導の下で農作業に従事されていました。

農機具につきましては、草刈機、耕運機、動力噴霧器を所有。

現在も申請地を耕作しており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

続きまして、地図の「3条許可④」をご参照ください

地区名 誉田地番となっておりますが飛地となっております、駒ヶ谷地区となります。

申請地 誉田1565番1 地目は畑 面積は3, 038㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の世帯耕作面積は、5, 022㎡となります。

今回、土地の譲渡で、土地の分筆は行わず、親子間での共有持分権の3分の1の申請となります。

譲受人の農作業歴は20年。家族5名で耕作を継続されます。

農機具につきましては、草刈機、耕運機を所有。

現在も所有農地及び申請地を耕作しており問題はありません。

続きまして、地図の「3条許可⑤」をご参照ください

地区名 駒ヶ谷地区

申請地 大黒927番2 地目は畑 面積は1, 190㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の世帯耕作面積は、4, 960㎡となります。

親子間での贈与となります。譲受人の農作業歴は28年。

農機具につきましては、動力噴霧器を所有。

現在も所有農地及び申請地でブドウを栽培しており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

説明は以上です。

ご審議よろしくお願いたします。

京谷議長 1件目の駒ヶ谷地区の飛鳥の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 11月24日に現地を調査しました。通路を確保しながら今までも耕作されていることで、問題ないと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 2件目の駒ヶ谷地区通法寺の農地法第3条の許可申請について、本日欠席されています吉田繁委員の方から異議なしとの返答をいただいております。地元委員さん、異議ないようですので、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 3件目の古市地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 現先月の25日に現地確認しました。米を作られていまして、今は刈り取られていまして、何ら問題ないと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議ありません

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、古市地区の農地法第3条の許可申請について、原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 4件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 これにつきましては、11月25日に現地確認行きました。●●●●さん、●●●●さん、親子関係ということで特に問題はありません。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 5件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 本件につきましても11月25日地確認行きました。これにつきましても、●●●●さん、●●●●さん、親子であります。特に問題はありません

京谷議長 地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 次に議案第42号農用地利用集積計画書の承認について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第42号農用地利用集積計画書の承認について、羽曳野市長から、農用地利用集積計画書の承認に係る諮問がありましたので、これに対して意見を提出するものです。農用地利用集積計画書について説明させていただきます。
 地図「利用集積」の場所となります。
 地区名は 古市地区
 申請地は 古市1747番1 地目は畑 面積は357㎡
 古市1748番1 畑 989㎡ 合計1,346㎡となります。
 利用権の設定をする者、所有者は、●●●●●●●●●●●●●● 様
 利用権の設定を行う者、農地中間管理機構は大阪市中央区南本町二丁目1番8号一般財団法人大阪府みどり公社 理事長 南部和人 様
 利用権の設定を受ける者（転借人）は●●●●●●●●●●●●●● 様
 借り手の大谷様は、富田林市で4,000㎡ 淡路島で1ha 農業経営されています。
 農業経験は31年、淡路島の農場が軌道に乗り経営を任せ、南河内地区にて3.2haの規模を目標とされており、国版認定農業者を目指しておられます。

本年4月にも古市地区にて「利用集積計画」の申請をされた方です。
産業振興課からも問題が無い旨、報告がありました。
設定する利用権は、使用貸借権となります。
貸付期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までの5年となっています。
説明は以上です。
ご審議よろしく申し上げます。

京谷議長 古市地区の農用地利用集積計画書の承認につきまして、地元委員は私になっておりますので、11月の末に現地確認を行いました。この場所は数年前に利用集積計画を出されていましたが、昨年あたりから耕作されず、耕作放棄地になっていました。若干、草刈りも年一回ほどされておりましたが、今回、新たにみどり公社の方を通じて使用貸借されるという土地になっています。引き続き確認していきたいと考えております。私の方は特に異議ございません。地元委員の異議がございませんので、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、原案どおり、承認決定いたします。
古市地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします

京谷議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 16 : 50】